一般社団法人　日本臨床免疫学会　免疫療法認定医制度細則

令和2年9月18日制定
令和8年9月2日改訂

第1 章　免疫療法認定医に必要な条件

第1 条
一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医(以下、「認定医」という。)認定の申請を行うものは、以下の資格、要件を全て備えていなければならない。
（1）医師免許を有すること。
（2）申請時において一般社団法人日本臨床免疫学会(以下、「本学会」という。)に累積して 3 年以上属しており、 会費を完納していること。
（3）免疫抑制療法あるいは免疫に関する臨床経験があること。すなわち、自己免疫疾患・炎症性疾患、腫瘍、生殖医療、移植免疫に関する免疫抑制療法を含む免疫治療、あるいは 先天性・後天性免疫不全症に関する診療の経験が 30 例以上あること。免疫療法とは保険診療内の免疫調節・抑制薬疾患治療を基本とし、分子標的薬、生物学的製剤などを指す。
（4）過去に筆頭者として免疫治療に関連する学会発表または論文が3 つ以上あること。
（5）過去 2 年間に 1 回以上本学会学術集会に参加していること。
（6）過去 2 年間に一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医研修カリキュラム細則にて定める研修認定単位（以下、研修認定単位） 6 単位を取得していること

第2 章 認定医の更新に必要な条件

第2 条
認定医認定の更新の申請を行う者は、以下の資格、要件を全て備えていなければならない。
（1）医師免許を有すること。
（2）申請時に本学会の会員であり、会費を完納していること。
（3）申請時に認定医の資格を有し、資格取得または、前回更新から3 年以内であること。なお、海外留学、病気、出産・育児、介護その他認定医制度委員会が認める正当な理由がある場合はその限りではない。
（4）過去3 年間に 1 回以上学術集会またはエビデンスレビュー研修会に参加していること。
（5）過去3 年間に研修認定単位 9 単位を取得していること。

第3 章 申請のための提出書類

第3 条
認定医認定申請のために必要な書類は以下の通りとする。
（1）免疫療法認定医 新規認定申請書(様式1)
（2）履歴書(書式は自由)

（３）医師免許証(写し)
（４）免疫抑制療法あるいは免疫に関する診療担当患者一覧表（名簿形式で可。30 名以上）

※資格要件 3 (様式 7)
免疫治療に関する学会発表の抄録集の表紙および抄録部分（写し)、および免疫治療に関する論文（写し）　計3 つ
過去 2 年以内の本学会総会参加証あるいはそれを証明できるもの(写し)
過去 2 年以内の研修認定単位 6 単位の受講証あるいはそれを証明できるもの(写し)
審査・登録料 20,000 円の払込金受領書（写し）
新規認定医申請のための提出書類確認表（様式2）

第 4 条
認定医認定の更新を申請する者は、免疫療法認定医の有効期間満了の年度内に、次の各項に 定める申請書類を認定医委員会に提出する。
（１）免疫療法認定医（更新）申請書(様式3)
（２）履歴書（自由書式）
（3）過去3 年以内の本学会総会またはエビデンスレビュー参加証あるいはそれを証明できるもの(写し)
（4）過去3 年以内の研修認定単位 9 単位の受講証あるいはそれを証明できるもの(写し)
（５）審査・更新登録料 10,000 円の払込金受領書（写し）
（６）認定医更新のための提出書類確認表（様式4）

第4 章　審査料および登録料

第5 条
審査・登録料は、次の通りとする。

1　認定審査・登録料　20,000 円
2　更新審査・登録料　10,000 円

第 6 条
既納の認定審査・登録料は、返却しない。

第 7 条
既納の更新審査・登録料は、返却しない。

第5 章 申請の時期および申請先

第8 条
認定医委員会は、認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施の 6 ヶ

月前に公示する。

第 9 条
申請先及び諸手数料送付先を一般社団法人日本臨床免疫学会免疫療法認定医制度事務局とする

第 10 条
全ての審査は、その年度内に完了する。

第 6 章附則

この細則は、2020年 9月 18日より施行する。

第 11 条
この細則は、認定医制度委員会および理事会の議決を経なければ改正、もしくは廃止することができない。